

2014年7月7日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

非核の政府を求める大阪の会
事務局長 豊島達哉

集団的自衛権行使を容認する閣議決定に強く抗議し撤回を求める声明

1 政府は7月1日、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。

閣議決定内容は憲法に違反した違憲無効なものであることを私たちは指摘し、憲法を無視し、また平和を求める世論に敵対して、閣議決定を強行した安倍内閣に対して厳しく抗議をするとともに、違憲無効の閣議決定を直ちに撤回することを求めるものである。

2 日本国憲法第9条は1項において、「国権の発動たる戦争」「武力の威嚇」「武力の行使」を放棄している。また2項では戦力不保持、交戦権の否認を明確に規定している。これを受けて、歴代の内閣では9条においては国の自衛権は自国への急迫不正の侵害があった場合に行う個別的自衛権のみであって、集団的自衛権の行使は憲法の規定により認められないと明言してきた。

しかし、今回の閣議決定では、「わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力行使が発生し、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には「必要最小限度の実力を行使すること」ができるとした。

3 これは、わが国に対する武力攻撃はなく「他国に対する武力行使」しかない場合にも、武力行使ができるというものである。歴代の内閣の解釈からも違憲であると判断されてきた、集団的自衛権や、集団安全保障による武力行使を解禁するものであって暴挙であると言うほかない。閣議決定では「わが国の存立が脅かされ」国民の権利が「根底から覆られる」「明白な危険」「必要最小限」等武力行使を限定するかのごとき文言がいくつも挿入されているが、これらの文言は極めて抽象的であり、またそのような限定規定を解釈するのは時の政権にまかされており、何らの歯止めにもならない誤魔化しの文言でしかない。

4 今回の閣議決定は、わが国を「戦争する国」へと大転換をはかろうとするものである。このような大転換を一内閣の閣議決定のみで行うのは、立憲主義に反するまさにクーデター的手法と言え、この点も強く批判されるべきものである。

非核の政府を求める大阪の会は、平和なアジアと世界が希求されている今、緊張を激化させる自・公政権の逆流である集団的自衛権の行使等の容認する違憲の閣議決定に強く抗議し、その即時撤回を求める。

また今後この閣議決定に基づいた関係法律の改正にも反対するものである。